

今冬の雪に備えます（福井河川国道事務所からのお知らせ）

○当事務所では、「地域の安全・安心を確保すること」を使命として、今年2月の記録的な大雪の教訓を踏まえ、関係機関と連携して、「大雪に備えた取り組み」を進めています。

○「大雪に備えた取り組み」の具体例

1. 除雪体制の強化

- ・除雪機械の増強、除雪工区の見直しによる除雪サイクルの向上、車両待避スペース確保や牽引車両の事前配備、排雪場の確保、管理者を超えた除雪支援

2. 関係機関が連携した情報共有・調整

- ・福井県冬期道路情報連絡室の調整、タイムラインの共有、訓練実施

3. 情報収集と広報

- ・カメラによる監視体制強化、集中的な大雪時の需要抑制や広域迂回の呼びかけなどの広報

これらにより、大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われる異例の降雪時でも大規模な滞留を防ぎ、通行止めを避けたいと考えています。

○しかし、これらの取り組みを行ったとしても降雪や除雪や立ち往生などの状況によっては、集中的な除雪を行うために、一時的に一部区間を通行止めする場合があります。

この集中除雪の前後において、一時的にチェーンを装着した車両のみ通行可能とする措置（チェーン規制）を行い、できるだけ通行止め時間を短くすることを考えています。

○福井県内では、国道8号あわら市熊坂～笹岡間 3.2km、北陸道丸岡 IC～加賀 IC 間 17.8km、木之本 IC～今庄 IC 間 44.7kmが、チェーン規制区間に指定されています。

○チェーン規制の実施の条件としては、「大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時[※]」としており、それらの発表時でも、直ぐにチェーン規制を実施するわけではなく、降雪や除雪や立ち往生などの状況に応じて、一時的に実施するものと考えています。

※大雪に対する緊急発表は、H29年度は全国で3回（うち1回は、H30.2の福井の記録的な大雪時）発表され、大雪特別警報は過去発令実績なし。

○国道や高速道路が通行止めになるような大雪の際には、できる限り外出を避けていただくことにご協力とご理解を頂きたいとともに、国道8号の区間内にお住まいの方々に、ご不便をおかけしないように検討して参りたいと思います。

○重ねて、しっかりと情報発信・広報に努めて参ります。

異例の大雪が予想される数日前より、通行止め実施の可能性などについて事前広報を行い、あわせて、出控えの呼びかけ、広域迂回の案内などについて、様々な方法（記者発表や、道路情報板、Twitterなど）を用いて、地域の方々や道路利用者にお知らせしていく予定です。

○最後に、道路管理者はしっかりと連携して大雪に備えますが、冬期のスムーズな道路交通の確保に向けて、特に以下の点について、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 気象情報や道路情報をご確認ください

【福井・滋賀 冬の雪みち情報】

<http://www.fukui-mlit.com/yuki-its/>

【雪みち情報ネットふくい】

<http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/>

【福井河川国道事務所ツイッター】

https://twitter.com/mlit_fukui

2. 大雪が予想される際、できる限り外出を控えてください

通勤や業務のための車両が集中し、道路が渋滞し、除雪効率が低下するため、操業やオフィス営業の自粛・短縮、時差出勤等にご協力をお願いします。

3. やむを得ず車で外出する際は、冬用装備を携行ください

チェーン、スコップや牽引ロープ、軍手、防寒着、長靴などの携行をお願いします。

～チェーン規制について教えて～

Q. チェーン規制の目的は？

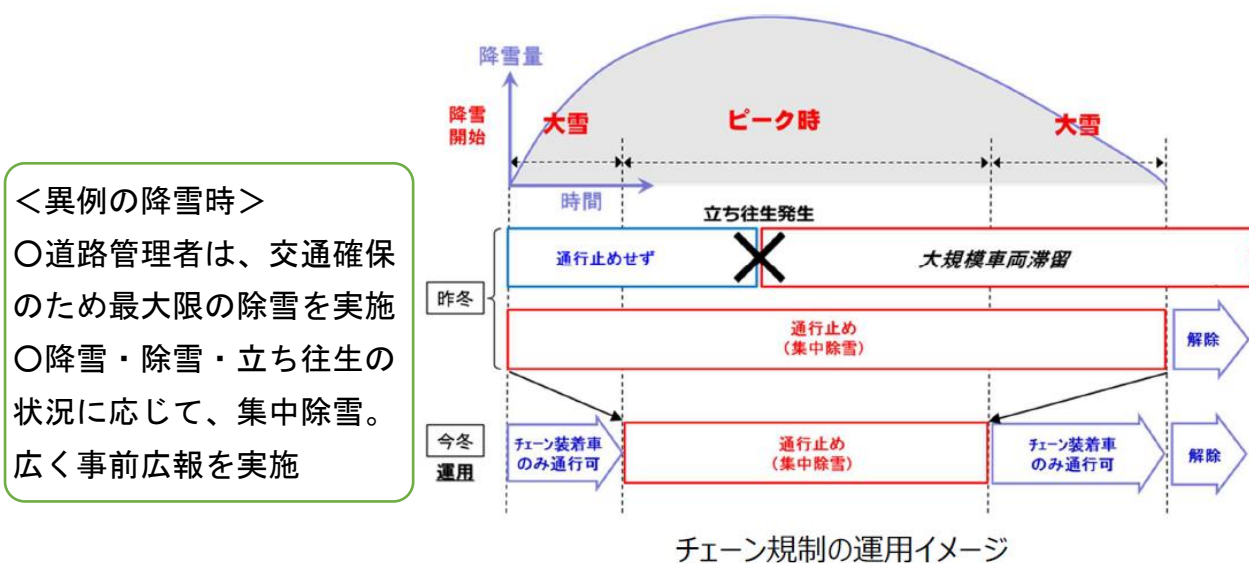
A. 立ち往生の発生や非常に強い降雪時において、従来であれば通行止めとなる状況でも、通行止めとせずに、チェーン装着車両の通行は可能とすることで、道路ネットワーク機能への影響を最小化することを目的としています。

Q. チェーン規制はいつ行われるのですか？

A. 大雪特別警報や大雪に関する緊急発表が行われるような異例の降雪時で、通行止めを実施して除排雪を行う、いわゆる集中除雪の前後に一時的に実施します。

※大雪に対する緊急発表：平成 29 年度 3 回、平成 28 年度 3 回

大雪特別警報 なし



Q. チェーン規制の箇所はどこですか？

A. 福井県内では、国道 8 号あわら市熊坂～笹岡間 3.2km、北陸道丸岡 I C～加賀 I C 間 17.8km、木之本 I C～今庄 I C 間 33.5km の 3 区間が、チェーン規制区間に指定されています。

Q. チェーン規制の区間はどのように選ばれたの？

A. 過去に立ち往生や雪による通行止めが発生した区間で、チェーン着脱場の確保状況なども考慮して選定しています。

Q. チェーン規制の区間はこれ以上増えないの？

A. 現時点で国土交通省と警察において調整している区間を示したもので、今後調整が整った区間を追加していく場合があります。

Q. チェーン規制の対象となる車種は？

A. 全ての車種を対象としています。

Q. 普通車は何故チェーン規制の対象に含めているの？

A. 国管理の国道において、大雪時に立ち往生した車両のうち4割が、大型車以外であった実績もあることから、普通車も対象に含めることにしています。

Q. 4WDは雪に強いのでチェーンは不要では？

A. 大雪の時の峠などでは、4WD車両は重量が大きいため、下り坂で急ブレーキをかけた時に、止まるまでの距離が長くなることから、対象に含めることにしています。

Q. チェーン規制はどのように知らせてくれるの？

A. 異例の降雪が予想される数日前より、通行止め実施の可能性などの事前広報、あわせて、出控えの呼びかけや広域迂回の案内などについて、報道機関やホームページ、ツイッターなどのSNS等、様々な方法を用いて、お知らせしていきます。

Q. チェーン規制中にスタッドレスタイヤでは通行できないの？

A. 平成30年2月のような大雪時には、スタッドレスタイヤを装着した車両であっても、チェーン未装着の場合には、立ち往生が発生することが、これまでの事例で確認されていますので、チェーン規制中はチェーン装着車以外の通行はできません。

Q. 除雪を強化すれば、チェーン規制をしなくてもよいのでは？

A. まず、道路管理者は、道路交通確保のため最大限の除雪に努めます。しかし、大雪特別警報や大雪に関する緊急発表が行われるような異例の降雪の状況によっては、集中的な除雪を行うために、一時的に一部区間を通行止めする場合があります。その際に、チェーン規制をあわせて行うことで、通行止めの時間を極力短縮することを考えています。

以上